

可児商工会議所青年部マスコットキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、可児商工会議所青年部マスコットキャラクター「バラんまる」(以下「キャラクター」という。)のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「デザイン」とは、キャラクターの基本デザイン(別図1または別図2)及びその展開デザインのことをいう。

(キャラクターの使用・非営利)

第3条 営利を目的としない場合は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において、キャラクターを使用することができる。

2 前項に定めるもののほか、キャラクターのデザインを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ申請書(様式第1)を提出して可児商工会議所青年部の承認を受けなければならない。

(キャラクターの使用・営利)

第4条 営利を目的として使用する場合は、可児商工会議所の会員に限り、あらかじめ申請書(様式第2)を提出したのち担当委員会での協議を経て青年部会長が使用を適当と認めるときに、キャラクターを使用することができる。

(使用の承認申請)

第5条 申請者は、可児商工会議所青年部マスコットキャラクター「バラんまる」デザイン使用申請書(様式第1または様式第2)に必要な書類を添えて、可児商工会議所青年部に提出しなければならない。

(使用の承認)

第6条 可児商工会議所青年部は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。なお、使用の承認は広くまちおこしのために使用することを目的とするため、排他的使用権を認めるものではない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 可児市および可児商工会議所、可児商工会議所青年部の品位を傷つけ、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (6) キャラクターのデザインを第9条に規定する項目に基づき使用せず、または使用しないおそれがあると認められるとき。
- (7) その他可児商工会議所青年部が使用について不適當であると認めるとき。

2 可児商工会議所青年部は、前項の規定による申請を承認するときは、可児商工会議所青年部マスコットキャラクター「バラんまる」デザイン使用承認（変更）通知書（様式第3）により通知するものとする。

3 可児商工会議所青年部は、使用承認に際し、必要な条件を付すことができる。

（使用料）

第7条 キャラクターのデザインの使用料は、無料とする。

（使用承認期間）

第8条 使用承認期間は、承認日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。ただし、更新は妨げない。

（使用上の遵守事項）

第9条 キャラクターのデザインの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、可児商工会議所青年部が指示する使用条件に従うこと。

(2) 第2条に定められた色、形状等を正しく使用すること。

(3) 「キャラクター」の写真を使用する場合ポーズは定めないが、事前に可児商工会議所青年部に確認・許可をとること。

(4) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

(5) 使用者は、使用承認を譲渡、転貸しないこと。

(6) 商標登録出願を行わないこと。

(7) 商品等は、完成後、速やかに可児商工会議所青年部に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合については、その形状の分かる写真の提出をもって、商品等の提出に代えることができる。

（承認内容の変更）

第10条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ可児商工会議所青年部マスコットキャラクター「バラんまる」デザイン使用承認変更申請書（様式第4）を可児商工会議所青年部に提出し、その承認を受けなければならない。

2 可児商工会議所青年部は、前項の規定に基づき、承認することが適当と認めた場合は、可児商工会議所青年部マスコットキャラクター「バラんまる」デザイン使用承認（変更）通知書（様式第3）により通知するものとする。

3 使用者は、変更申請の承認後についても、第9条の規定を遵守しなければならない。

（使用承認の取消し）

第11条 可児商工会議所青年部は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき、または違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、可児商工会議所青年部が不適当と認めたとき。

(4) 可児商工会議所の会員資格を失ったとき。

2 可児商工会議所青年部は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該承認に係る物件を使用してはならない。

4 可児商工会議所青年部は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(責任の制限)

第12条 使用者が、キャラクターのデザインの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、可児商工会議所青年部は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターのデザインの使用に関して必要な事項は、可児商工会議所青年部が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年7月4日から施行する。

平成26年2月4日一部改正（平成26年4月1日から適用）

別図1、別図2（第2条関係）